

熊生環第156号

令和4年3月8日

熊本県警察の組織に関する規則等の一部改正について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号）が公布され、クロスボウの所持の禁止に関する規定及び所持許可制に関する規定等が、令和4年3月15日から施行されることに伴い、別添のとおり、熊本県警察の組織に関する規則（平成6年熊本県公安委員会規則第9号）等の一部が改正され、同日から施行されることとなったので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別紙

1 改正の必要性

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号。以下「改正法」という。）が公布され、クロスボウの所持の禁止に関する規定及び所持許可制に関する規定等が、令和4年3月15日から施行されることに伴い、熊本県警察の組織に関する規則（平成6年熊本県公安委員会規則第9号）等の一部を改正する必要がある。

2 改正の内容

(1) 熊本県警察の組織に関する規則（第13条関係）

銃砲若しくはクロスボウを「銃砲等」と規定することから関係規定を整理するもの。

(2) 熊本県公安委員会公印規則（別表関係）

クロスボウ番号標の偽造防止のため熊本県公安委員会の押し出しスタンプを使用することからの別表中の使用区分を整理するもの。

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法第法令事務取扱規則

ア クロスボウ所持許可申請書の添付書類の整理（第4条の2関係）

法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの許可を受けている者が当該クロスボウを同項第5号の3の規定による許可を受ける場合の規定を新設するもの。

イ クロスボウ講習会の開催等に係る規定の整理（第9条、第9条の2、第9条の3、第10条関係）

改正法によりクロスボウの取扱いに関する講習会が新設されたことに伴い、講習会の開催に係る規定を新設し、講師の委嘱に係る規定を整理するもの。

ウ 行政処分に係る規定の整理（第14条関係）

改正法によりクロスボウ射撃資格の認定が新設されたことに伴い、認定の取消しに係る規定を新設するもの。

エ 様式の整理その他所要の改正

3 改正文

別添のとおり

4 施行日

令和4年3月15日

※ 別表・別添（略）